

## 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和 3 年第 4 回琴浦町議会定例会提出

受理番号	3年陳情 第6号
受理年月日	令和 3年 2月 26日
件 名	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書
提出者及び紹介議員	提出者 鳥取の保育を考える会 会長 石井由加利 (湯梨浜町泊)
所管委員会	教育民生常任委員会
受 理	3年陳情 第6号 令和 3年 2月 26日
付 議	令和 3年 6月 8日 第4回定例会
付 託	教育民生常任委員会
採 否	
処 理	

年 月 日	議 長	事 務 長	合 議	係
				

**保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、  
保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の  
提出を求める陳情書**

**【陳情の趣旨】**

国に対して「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」を国に提出してください。

**【理由】**

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われていますが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけています。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには職員の増員と処遇の改善が急務です。

しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定ですが、保育所において「各クラスで常勤保育士1名必須配置」としているところを、短時間(パート)保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしています。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れません。

また、小学校においては、2021年度より順次35人学級(一般的には25人前後の学級が増える)が実現することになり、さらなる少人数学級の推進が課題になっています。にもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は72年間変わらないままであり、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ません。


コロナ禍のなかで、保育所の重要性がいつそう明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっています。いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められています。

つきましては貴議会より、国に対して「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」を採択していただけるよう陳情いたします。

2021年2月25日

琴浦町議会 議長 小椋正和 様



団体名 鳥取の保育を考える会  
 代表者氏名 石井由加利   
 住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町泊711  
 電話 0858-34-2719



## 意見書ひな型

### 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、 保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われているが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには職員の増員と処遇の改善が急務である。

しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定で、保育所において「各クラスで常勤保育士1名必須配置」としているところを、短時間(パート)保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしている。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れない。

また、小学校においては、2021年度より順次35人学級(一般的には25人前後の学級が増える)が実現することになり、さらなる少人数学級の推進が課題になっている。にもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4・5歳児の配置基準(子ども30人に保育士1人)は72年間変わらないままであり、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育所の重要性はいつそう明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっている。いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

1. 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用で保育士不足の解消をはかるのではなく、常勤職員を確保・増員できるよう処遇を改善すること。
2. 保育所等の職員配置基準や公定価格の引き上げなど、保育士等職員の処遇を改善するための必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日 ○○○○議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

衆議院議長

参議院議長

宛(各通)

# 短時間勤務保育士にかかわる規制緩和に反対します

## 処遇改善と基準引き上げで保育士不足を根本から解決し 子どもも保護者も職員も安心できる保育条件を

政府は、2020年12月に新たな待機児童対策として「新子育て安心プラン」(以下 新プラン)を策定しました。新プランは、2021～2024年度までの4年間で14万人分の保育の受け皿整備をめざす、としています。しかし、そのための具体的な手立てが乏しく、特に保育士の確保策として提案された保育士配置に関する規制緩和には大きな問題があります。

新プランでは、「魅力向上を通じた保育士の確保」として、潜在保育士の再就職促進の観点から、保育士配置に関する規制緩和を提案しました。具体的には、待機児童が存在する自治体については、各組・グループに常勤保育士1名以上の配置が必須とする規制を、2名の短時間勤務(パート)保育士に代えることができる、とする内容です。

そもそも、最低基準で規定される保育士は、常勤の保育士が原則でした。保育士の処遇改善が進まず、常勤者の確保が難しくなる中で、1998年に常勤保育士に代えて短時間勤務保育士を配置することを認める規制緩和が導入されました。その場合でも、「常勤保育士が8割以上・各組やグループで常勤保育士を1名以上配置」が要件でしたが、2002年、各組・グループに1名以上常勤保育士を配置すれば、最低基準で規定する保育士として短時間勤務保育士を充てても差し支えない、と変更されました。今回の提案は、この短時間勤務保育士配置の要件をさらに緩和するものです。

保育の長時間化がすすむ一方で、職員の配置に関わる最低基準の改善が進まず、保育所の運営には、短時間勤務のパート保育士が欠かせない現実があります。だからといって、今回の担任すべてをパート保育士に置き換えてもよしとしてしまう規制緩和は問題です。子どもが一日の大半を過ごす保育所で、保育士が次々と入れ替わるようなこま切れ保育では、パート保育士・常勤保育士ともに、負担が増え、保育の質低下は免れません。何よりも、保育の専門性を軽視するものであり、子どもも保護者も、担任すべてをパート化することは望んでいません。

保育士不足は全国的に深刻であり、待機児童解消のためにも保育士確保が緊急の課題です。そのためには保育士不足の根本的な原因への対策が不可欠です。しかし、今回のように、保育士配置の規制緩和で対処しようとするれば、保育士不足を改善するどころか逆に深刻化させ、子どもと保育士に負担を押しつけることになりかねません。保育士不足の根本的な原因は、仕事量や責任の重さに見合った処遇が実現できていないことにあります。配置基準を引き上げるなどして、賃金を含め処遇を大幅に改善することが、保育士不足を解決する近道です。





保育の質を確保し、待機児童を解消するうえでも、規制緩和ではなく、常勤保育士配置を基本とし保育条件を確保した認可保育所等で保育を実施できるよう、要望します。

2021年2月9日 全国保育団体連絡会

## 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和3年第4回琴浦町議会定例会提出


受理番号	3年陳情 第7号
受理年月日	令和 3年 3月 2日
件 名	森藤地内の町道の補修ならびにカーブミラーの設置についての陳情
提出者及び 紹介議員	提出者 森藤区長 山下 孝司 (森藤)
所管委員会	議会運営委員会
受 理	3年陳情 第7号 令和 3年 3月 2日
付 議	文書扱い
付 託	--
採 否	
処 理	

年 月 日 号	受・発議第	議長	事務局長	合 議	係
					
				陳	情

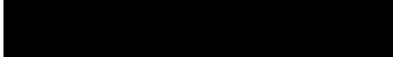
書

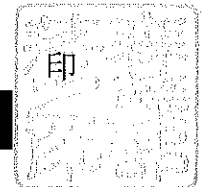
令和3年3月2日

琴浦町議会議長  
小椋 正和 様

陳情者 住 所 鳥取県東伯郡琴浦町森藤 

氏 名 森藤区長 山下 孝司

連絡先 



【件 名】 森藤地内の町道の補修ならびにカーブミラーの設置についての陳情

【陳情項目】

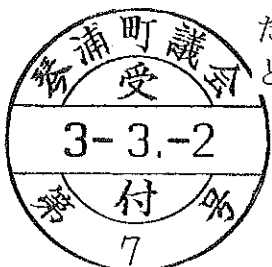
- 1 森藤地内（琴浦町森藤314-1付近）の町道を補修し、舗装すること。
- 2 森藤地内（琴浦町森藤654-1付近）の町道を補修し、舗装すること。
- 3 森藤地内の見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置すること。

【陳情の理由・経緯等】

- 1 森藤地内（琴浦町森藤314-1付近）の町道を補修し、舗装すること。

下水管を埋設するために道路を掘削、埋設して舗装された部分が劣化し、ひび割れるとともに用水路側が沈下している。それとともに、場所によっては用水路側にくずれそうな場所もあるため、補修し、舗装をし直すことが必要だと判断し、陳情するに至った。

場所は地図上の①の場所であり、拡大した上空からの写真が写真1である。写真1と写真2の枠内が補修を必要とする場所





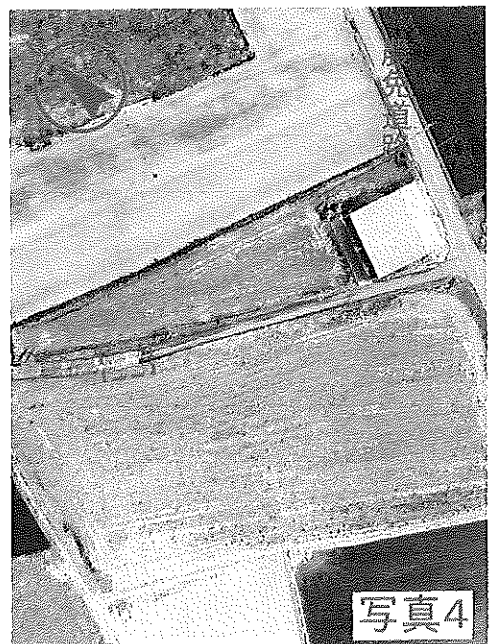
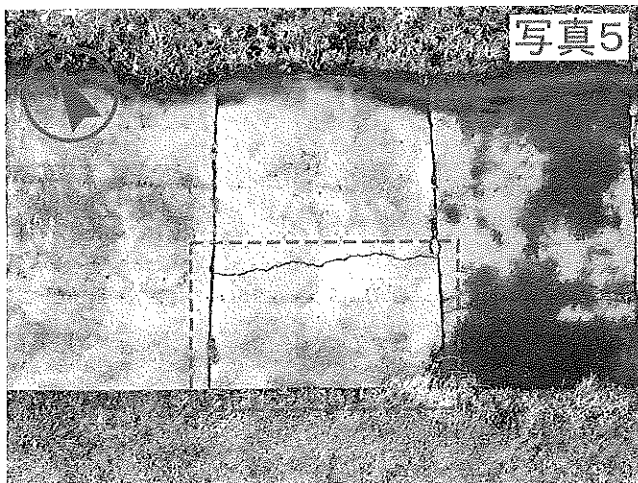
である。また、写真3は道路表面を拡大した写真である。

横を流れている用水路は宮山神社裏から北栄町大谷まで流れている用水路であり、農業用水、防火用水として使用しているものである。

もし、このまま放置し、道路脇がくずれた場合、生活道路であることから、近隣住民の生活に多大な影響をおよぼすことが懸念される。また、用水路が堰き止められれば、下流域への影響は計り知れない。よって、早急に補修していただくことを陳情するものである。

## 2 森藤地内（琴浦町森藤654-1付近）の町道を補修し、舗装すること。

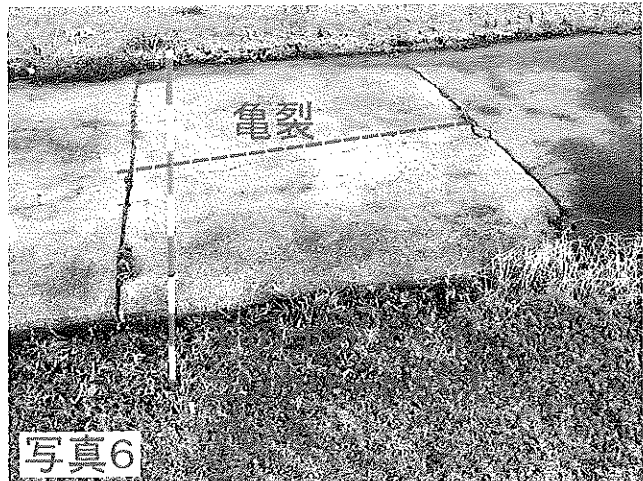
この町道については他の区画を何度かにわたって補修していただいている経緯がある。かつて近くで行われた工事のために大型車が通行し、路面にダメージが蓄積している。そのため、



以前にも補修をしていただいている。

場所は地図上の②の場所である。補修が必要な箇所は、写真4の枠内の部分で、写真5～7のように道路中央付近に亀裂が入り、道路脇に向けて路面が傾斜してしまっている。そのもう1つの原因は、道路脇が未舗装であり、長年風雨にさらされるうちに土砂が崩れ、流れ出してしまったことである。

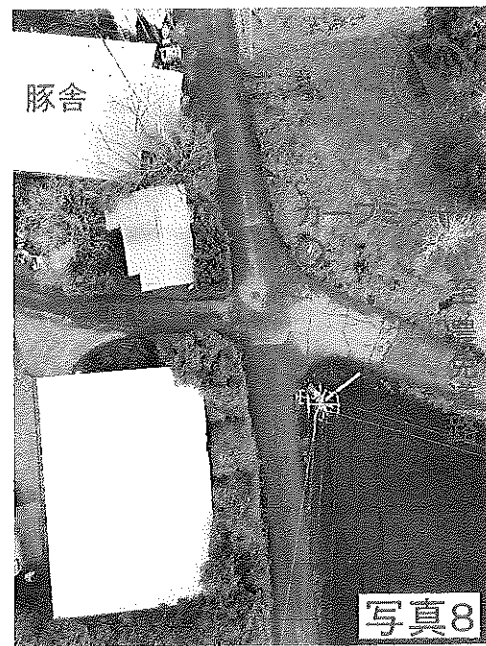
このまま放置しておくことさらに深刻な状態になり、近いうちに通行が困難な状態になりかねない。また、農作業等で通行の多い道路であり、万が一にも転落事故等が起きないようにするためにも早急なる対応が必要だと考える。道路が傷んだ原因の一つは町が行った工事であるので、できうる限り速やかに対応していただきたい。事故が起きる危険性があるため、今回、陳情することとなった。



### 3 森藤地内の見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置すること。

地図上の③a, ③bの2箇所、見通しが悪く、接触事故が起きたり、事故が起きそうになったりしている交差点がある。重大な事故が起きる前にカーブミラーを設置していただきたいと思い、今回の陳情となった。

③aの交差点を上空から撮影した写真(写真8)でみると、西側から交差点に進入した場合、左折側も右折側も見通しが悪くなっている。(写真9)しかし、左折側にはカーブミラーが設置





してある（写真11）ため安全確認はしやすい。北側から進入したときも同様である。しかし、右折側にはカーブミラーがないため安全確認が行いにくい。南側から侵入したときも同様である。（写真10）実際にこの交差点で接触事故も起きているため、ぜひ、カーブミラーを増設していただきたい。写真11に写っているカーブミラーの支柱に右折方向のミラーを増設すると安全確認が格段にやすくなるため、事故が起きる確率を下げることができる。





もう一箇所、地図上の③bの交差点（写真12）も、南側から侵入したときの左折方向（写真13）と東側から侵入したときの右折方向（写真14）に住宅があるため見通しがきかず、いつ事故が起きてもおかしくない状況である。東西方向の道路は交通量が多い道路であり、危ない場面が今までに何度も起きている。実際に事故が起きる前に、ぜひ、カーブミラーを新設していただきたい。



## 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和 3 年第 4 回琴浦町議会定例会提出

受理番号	3 年陳情 第 8 号
受理年月日	令和 3 年 4 月 3 0 日
件 名	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の陳情に関する陳情
提出者及び紹介議員	提出者 鳥取県高等学校教職員組合中部支部 支部長 谷口 善一郎 鳥取県教職員組合中部支部 支部長 川上 慎治
所管委員会	教育民生常任委員会
受 理	3 年陳情 第 8 号 令和 3 年 4 月 3 0 日
付 議	令和 3 年 6 月 8 日 第 4 回定例会
付 託	教育民生常任委員会
採 否	
処 理	

受・発議第 年 月 日 号	議長	事務局長	合 議	係
				
		陳	情	書

令和3年4月30日

琴浦町議会議長  
小椋 正和 様

陳情者 住 所 倉吉市福庭町1丁目167番地  
連 絡 先 ( 0858 ) 26-1841

鳥取県高等学校教職員組合中部支部  
支部長 谷口 善一郎



鳥取県教職員組合中部支部  
支部長 川上 慎治



【件 名】

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、  
2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情に関する陳情

【陳情項目】

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

【陳情の理由・経緯等】

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

そのうえ、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。



意見書案第 号

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 　あて  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

琴浦町議会議長 小椋 正和

### 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書案

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

そのうえ、文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記





1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

## 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和3年第4回琴浦町議会定例会提出

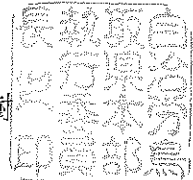
受理番号	3年陳情 第9号
受理年月日	令和 3年 5月 25日
件 名	地方財政の充実・強化を求める陳情
提出者及び 紹介議員	提出者 自治労鳥取県本部 執行委員長 山口 一樹 琴浦町職員労働組合 執行委員長 難波 浩幸
所管委員会	総務産業常任委員会
受 理	3年陳情 第9号 令和 3年 5月 25日
付 議	令和 3年 6日 8日 第4回定例会
付 託	総務産業常任委員会
採 否	
処 理	

愛・養議第 年 月 日 号	議長 	局長 事務 	合 議 	係 
---------------------------	---	---	--	--

自治労鳥取発第164号  
2021年5月25日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地  
自治労鳥取県本部  
執行委員長 山 口 一 樹



東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2  
琴浦町職員労働組合  
執行委員長 難 波 浩 幸



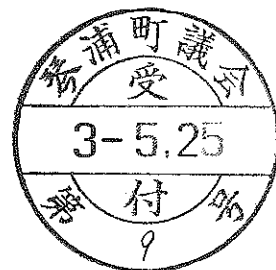
## 地方財政の充実・強化を求める陳情

### 〔陳情趣旨〕

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めます。



## 〔陳情事項〕

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
9. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政

運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

〔提出先〕 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）



## 地方財政の充実・強化を求める意見書（モデル案）

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021 年度の地方財政計画までは、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるなか、2022 年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
9. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。  
また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2021年6月 日

縣市町村議会

<提出先>

大島 理森 衆議院議長 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1

山東 昭子 参議院議長 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1

菅 義偉 内閣総理大臣 〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1 内閣府内

麻生 太郎 財務大臣 〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1 財務省内

武田	良太	総務大臣	〒100-8926	千代田区霞が関 2-1-2	総務省内
田村	憲久	厚生労働大臣	〒100-8916	千代田区霞が関 1-2-2	厚労省内
坂本	哲志	内閣府特命担当大臣（地方創生）	〒100-8968	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内
西村	康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	〒100-8914	千代田区永田町 1-6-1	内閣府内